

亀岡市立育親中学校  
いじめ防止基本方針

令和3年度版

## 1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。生徒の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」また、「その克服については地域社会や家庭も含めた社会総がかりで取り組む」という考えのもとで、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に努めなければなりません。

本校では、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、京都府、亀岡市の基本方針と照らし合わせて基本方針を作成しましたが、府・市の動向を踏まえ、毎年、基本方針の見直しを図っています。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

近年のいじめ事象は、普段仲良くいっしょにいる生徒間で発生する例も多く、いじめの発見をより難しくしています。最近では、携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器を介して、特定の個人に対して誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間外れ等事象が多く報告されています。一定の秘匿環境にある場所で行われるいじめであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があると考えます。

## 3 いじめ問題に関する認識

いじめの問題に対して、学校・教職員は、徹底して防止対策や早期発見・早期対応に取り組めます。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分に認識するとともに、その指導と対応にあたっては次の点を踏まえて適切に取組の充実を図ります。

### (1) 「いじめは、決して許される行為ではない」という強い認識を持って指導と対応を行います。

いじめは、いじめられる生徒にも原因があるといった考えは間違っており、いかなる原因があっても、いじめが許されることはないという認識を持って指導と対応を行います。また、いじめを助長したり、傍観する行為についても同様に許されない行為である

ことを理解させます。

(2) いじめられている生徒の立場に立った指導と対応を行います。

教職員は、いじめられている生徒やいじめの事実又はそれに係る情報を発信した生徒を徹底して守ります。また、いじめを放置しているとエスカレートして犯罪につながる可能性もあることから、いじめの情報を周りの大人に発信することは、被害生徒だけでなく加害生徒も救うことになることを理解させます。

(3) 学校と保護者間の共通認識のもと、適切な指導と対応に努めます。

いじめ問題の解決のためには、保護者や家庭も重要な役割を担っています。保護者と十分に連携を図って指導を行うことが重要であると考えます。また、日常的に保護者と教職員がコミュニケーションを深めて共通認識のもと指導を行うよう努めます。

(4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要があります。

いじめの防止や早期発見・早期対応のためには、それぞれの立場でその役割を果たすことが重要です。それぞれの役割を明確にし、相互に連携して、いじめ防止に向けた取組を進めます。

#### 4 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

(1) いじめの防止

いじめは、誰にでも、どの学校にも起こり得る問題です。また、生徒は自分や自分の周りの人が加害者にも被害者にもなるかも知れないことも理解しなければなりません。この考えをもとに、いじめが発生してからではなく、発生する前から指導を行うことを心掛けます。人権教育や道徳教育を通して個人を尊重する態度や自他の命を大切にす指導を行い、互いを尊重する心豊かな生徒を育成し、いじめを生み出さない学校を目指します。主ないじめ防止対策として次のような活動や取組を積極的に行います。

ア 日常的に教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を訴えます。

イ 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな生徒を育成します。

ウ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的実施します。

エ 生徒会活動等を活性化し、生徒がいじめ解消に取り組む環境を整備します。

オ 生徒に自己有用感や達成感を味わわせる取組を実施します。

カ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施します。

キ 学校と地域社会、家庭が生徒に対していじめ防止の啓発を実施します。

ク いじめ防止やインターネット等に介在する問題行動、非行等の内容を取り上げた P T A の研修会を実施します。

ケ 情報モラルについての指導を通して、自らの生活を見つめる機会を作ります。

- コ 携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器の使用に関して、家庭でのルール作りを推奨します。
- サ 学級活動、生徒会活動及び学校行事等において、生徒が自ら考え行動する態度を育成します。
- シ 話し合い活動を大切に、生徒自らが課題を見つけ解決を図る取組を進めます。
- ス ストレスマネジメントの授業を実施し、ストレスの解消方法及び他者のことを考えて行動することを学ぶ機会を作ります。
- セ 生徒自らが育てた花を地域に届ける取組及び地域の清掃活動を通して、豊かな心と地域としっかりつながっているという自己肯定感を育てます。
- ソ 法教育やキャリア教育を通して、人として守るべき規範意識を育てます。
- タ 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮を行います。（令和2年5月27日付の文部科学省初等中等教育局児童生徒課『新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について』参照）

## (2) 早期発見

- いじめの早期発見は、いじめ事象の指導を行うに当たって大変重要です。しかし、学年が上がるにつれ潜在化し、表面に現れにくくなります。学校は、早期発見に向けて積極的に取組を進めます。
- ア 教職員一人一人の異なった視点と感性で生徒を観察します。
  - イ 教職員と生徒が共有できる空間と時間の確保に努めます。
  - ウ 生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、生徒のサインを見落とさないようにします。
  - エ 定期的にアンケートや二者面談を行い、生徒の内面理解を図るとともに、速やかな対応を行い早期解消に努めます。
  - オ 生徒へのアンケートを実施し、生徒の変化を早期にとらえます。
  - カ 学級のリーダー会等を適宜行い、学級内での人間関係等について把握します。

## (3) 家庭や地域、関係機関との連携

- 学校でのいじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、日頃から情報発信を積極的に行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。また、いじめの防止等の取組について、PTAや地域の方々の協力を得たいと考えています。
- ア 気になることは丁寧に早い段階で家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図ります。
  - イ 地域で生徒のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携の深化に努めます。
  - ウ PTAや地域の方々と様々な機会に意見や情報の交流を図れるようにします。
  - エ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や家庭支援総合センターなどの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

#### (4) いじめに対する対応・指導

##### ア いじめられている生徒への対応

いじめの事実が判明した時には、教職員はいかなる場合でもいじめられている生徒の側に立った対応を行います。教職員は、いじめられている生徒やいじめ情報を大人に報告した生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施します。

##### 《基本的な姿勢》

- (ア) いじめられている生徒の立場に立ちます。
- (イ) いじめの状況を把握し、いじめられている生徒の安全確保を最優先します。
- (ウ) 緊密な家庭連携により生徒をしっかり見守ります。
- (エ) いじめが解消した後も、いじめの再発防止のために、組織的な観察と日常的な情報交流を継続します。
- (オ) カウンセリングマインドをもって、いじめられている生徒のペースに合わせて事実確認を行います。
- (カ) いじめられている生徒の思いをしっかり受け止め、指導と対応を充実させます。

##### イ いじめている生徒への指導

いじめの指導を行う際に「いじめられている側にも問題がある」というような考えには立ちません。なぜなら、いかなる要因があろうとも、それをもとに、人をいじめてもよいという理由にはならないからです。この考えのもと、いじめている生徒に対しては、厳しく且つ適切な指導を行います。

- (ア) いじめを止めさせ、いじめられている生徒の安全を確保します。
- (イ) いじめの事実を正確に示し、自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- (ウ) いじめは、決して許すことができない問題であることを深く理解させます。
- (エ) いじめは、いかなる理由があっても認められないことを厳しく指導します。
- (オ) いじめている生徒に、いじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- (カ) 自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えさせます。
- (キ) いじめている生徒の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該生徒が抱えている課題を詳細に把握し、心の成長を促します。

##### ウ 保護者連携

いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- (ア) いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- (イ) 迅速で丁寧な連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努めます。

(ウ) いじめられた生徒といじめた生徒双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。

(エ) いじめられた生徒の保護者の心痛の解消に努めます。

## エ 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている生徒を厳しく適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。いじめ事象が発生した際に、周囲でその行為を助長した者（観衆）やいじめが起こっているのに傍観していた者についても同様に指導を行わなければ第2第3のいじめ事象に繋がりがかねないからです。

### <基本的な姿勢>

- ・ 全ての生徒に、いじめは絶対に許されるものでないことを適切に指導します。
- ・ 観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。

#### ○観衆（いじめを助長する存在）

- A いじめがおもしろいと思っている。
- B いじめられている生徒への不快感を持っている。
- C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。

#### ○傍観者（いじめを支持する存在）

- A 無関心な生徒
  - ・ 人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにし  
か気が向かない。
  - ・ 周りでひどいことが行われていても、関わらずに身勝手なことを  
する。
- B 葛藤している生徒
  - ・ 正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
  - ・ 次は自分かもしれないという不安を抱えている。

- ・ 生徒自らが、いじめをなくす活動に取り組むように指導します。
- ・ いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

### <指導上の注意点>

- ・ いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度による  
ところが大きいことを理解させます。
- ・ 全校集会や学年集会、学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめ  
られている生徒にも問題があるという考えは許されないということや、いけない  
ことをいけないと言えることの大切さを徹底して指導します。
- ・ いじめられている生徒の心の痛みや苦しみを理解させます。

- ・ いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。
- ・ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。
- ・ 生徒会活動等を通して、命を大切にする指導など心の教育を徹底します。

## 5 重大事態への対応について

重大事態とは ※いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等）
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態と考えられる事案が発生した際には、次の対応を行います。

- (1) 重大事態が発生した旨を亀岡市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## 6 いじめ防止に係る校内の組織体制について

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』の第22条には「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と記されています。

本校では、管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーによって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織します。必要に応じて、PTA代表、学校評議員、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加を求めたいと考えています。

- (1) いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、いじめ防止の取組の具体策や生徒の状況について、検討・交流を行います。

- (2) いじめ事象の発生時には、緊急対策会議を開催し、事象に応じて調査班や対応班等を編成し対応します。
- (3) 学校だけの対応にとらわれず、関係諸機関等の連携を行い、早期解決に向けての手だてを積極的に講じます。

#### <いじめ防止対策委員会の役割>

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組の実施や基本方針の検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応に組織的に実施するための中核としての役割

## 7 校内研修について

- (1) 教職員の年間研修計画を策定し、いじめ問題の認識や指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、子どもの訴えを見逃さないような視点の持ち方を研修します。
- (3) スクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、相談体制の強化を更に図ります。
- (4) 生徒理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。

## 8 警察等関係機関との連携

平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であると周知されました。また、平成25年5月16日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するかが示されました。これを受けて学校は、いじめ事象の発生時に関係機関との連携を図ることが必要になり、教育委員会との連携を含め、亀岡警察署や京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と早期に連携して対応にあたります。

## <参考> いじめの態様について

### 1 いじめの種類

- |       |   |
|-------|---|
| 心理的苦痛 | <ul style="list-style-type: none"><li>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。</li><li>・仲間外れ、集団から無視をされる。</li><li>・携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器で誹謗中傷や嫌なことをされる。</li></ul>        |
| 物理的苦痛 | <ul style="list-style-type: none"><li>・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。</li><li>・金品を強要される。</li></ul>  |
| 暴力的苦痛 | <ul style="list-style-type: none"><li>・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。</li><li>・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。</li><li>・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。</li></ul> |
| その他   | <p>※いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く報告されています。</p> <p>※いじめ事象では、上記のような態様が重複しているものがあります。</p>  |

### 2 いじめ行為に発展する例

#### (1) 人間関係のトラブル

生徒の学校生活は、考え方の違いをはじめとする様々な理由から対立関係ができやすい状況があります。学校は、そういった対立などを解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、中にはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

#### (2) 遊びや面白半分

遊びや面白半分の行為の中からいじめに発展するケースが大変多くあります。

はじめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間外れにするといったものです。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじめている感覚が薄いことと被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中にいじめが内在しているかもしれないという視点をもって観察することが必要です。

### 3 暴力的・計画的ないじめ

直接暴力的な行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えるいじめは、教職員

や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。こういったケースでは、いじめられている生徒が恐怖を感じていたり、いじめている生徒から口止めされていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。